

議案第 1 1 9 号

久喜市情報公開条例の一部を改正する条例

久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)の一部を次のように改正する。
第12条第1項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第3項中「45日」を
「44日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

情報公開に関する手続きについて所要の改正をしたいので、この案を提出する
ものであります。